

令和 2 年度

公立大学法人高崎経済大学年度計画



令和 2 年 4 月

令和 2 年度 公立大学法人高崎経済大学年度計画

目次

- 1 教育研究等の質の向上
- 2 学生支援
- 3 地域・社会貢献及び国際化
- 4 業務運営の改善及び効率化
- 5 財務内容の改善
- 6 自己点検及び自己評価並びに情報の提供
- 7 その他業務運営
- 8 予算、収支計画及び資金計画
- 9 短期借入金の限度額
- 10 不要財産の処分
- 11 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 12 剰余金の使途
- 13 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 学生の育成

ア 「学位授与方針」の改正を行い、「学位授与方針」と教育課程とのつながりに
ついて学生に明示すること等により、「学位授与方針」に基づく適正な学位授与
を行う。

- ・(経済)カリキュラムマップに基づきカリキュラムを点検すると同時に、カリキュラムの実態に即してカリキュラムマップを検討する。
- ・(研究科) 適正な学位授与を行うため、「学位論文審査基準」を学生に周知し、その基準に基づき論文作成指導を行う。

イ 開講科目の履修系統を明確化し、学生が「教育課程編成方針」に即した履修
計画を組むことを容易にする方策を講じる。

- ・(経済)カリキュラムツリー及びカリキュラムマップを基に開講科目の履修系統を明確にする方策の導入を検討する。
- ・(地域)開講科目の履修系統を明確化することを目的とした新カリキュラム導入に向けて検討する。

ウ 「学習成果評価方針(アセスメント・ポリシー)」を策定し、学生育成目標等
の達成度を測る。

- ・(地域)学生育成目標等の達成度を測るための点検指標の選定を行い、アセスメント・ポリシー策定に着手する。

② 入学者受入

ア 大学、学部の目的等に沿った人材を獲得するため、現行の入試方法を点検し、
多面的、総合的に志願者の能力を測るための入試方法を改善する。

- ・高大接続改革に伴う新たな入学者選抜を一般選抜において実施する。

イ 本学を志す受験生及び関係者に対して積極的に情報を提供するため、大学訪
問の受入れ、高校訪問の実施など、全学一丸となった戦略的な広報活動を行う。

- ・広報戦略に基づく効果的な大学訪問、進学説明会、高校訪問を実施し、地方試験場開設エリアの広報を強化する。

ウ 特別入試の合格者を対象に入学前教育の改善を図り、入学時までの学力の向
上、本学での学びへのモチベーションを高めることを目指す。

- ・経済学部では、従前から行っていた入学前教育を見直し、新たな方法論を設計する。

- ・地域政策学部では、初年次カリキュラムに接続した入学前教育を導入し、実施する。

③ 全学的な教学マネジメントの確立

ア 経済学部国際学科を開設し、専門科目の授業の一部を英語により実施するほか、国際経済・国際経営関連科目を充実させるなど、グローバル時代に対応した人材を育成する。

- ・国際学科に決定した学生を、海外語学研修・海外フィールドワーク等に派遣する。
- ・必修英語履修者に課している TOEIC 試験の結果を分析し、今後の方針の検討を開始する。
- ・国際学科における短期語学研修の開始年次の早期化を検討する。

イ 地域政策学部は、日本の地域政策における教育研究のフロンティアとして、政策法務、地域づくりなど地域自立に関連する科目を拡充強化し、各学科のあり方を見直し、地域貢献ができる人材の育成機能を強化する。

- ・新カリキュラムの導入に向けた検討を進める。

ウ 高崎経済大学生共通の基礎的能力の基盤となる英語や日本語運用能力などの科目を全学共通化するとともに、その教育を推進する体制を整備する。

- ・必修英語科目を共通カリキュラムにしたことによる効果検証を行い、必要な改善措置を取る。
- ・地域政策学部の「初年次ゼミ」について実施結果を検証し、必要に応じ改善につなげる。

エ 能動的学修（アクティブ・ラーニング）の拡充強化や、学生が学修成果を可視化できる仕組みを構築するなど、学生を積極的な学びへと導くための方策を講じる。

（経済）

- ・学部が展開するアクティブ・ラーニングについて定義し、FDを実施する。
- ・アクティブ・ラーニングの実施状況について調査する。

（地域）

- ・学部が展開するアクティブ・ラーニングの定義に基づき、定義したアクティブ・ラーニングの実施状況について調査する。
- ・学修成果を可視化できる仕組みの開発に向けて検討する。

④ 教育の改善

ア 授業評価アンケート、ピアレビュー及び学生、卒業生に対する調査の継続など、多面的な評価を実施し、その結果を基にFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を行う。

- ・アンケート項目を見直した授業評価アンケートの結果について検討・分析を行う。また、学生からの意見を反映できるよう実施方法の改善に向けて検討する。
- ・各種アンケートによる多面的な評価の結果を基にFDを行う。
- ・ピアレビューを促進する。

⑤ 社会貢献できる人材育成

ア まちなか教育活動センターが運営する「cafe あすなろ」での活動の拡充を図るとともにこれを通じて、座学にとどまらず実社会において社会貢献活動を体験することにより、有為な人材を育成する。

- ・学生の取組状況を把握するため、月2回店舗にて行われる店舗会議に職員が出席する。

イ 高崎経済大学生により組織された社会貢献活動団体に対して、認証を行うことにより、社会貢献活動の円滑な実施や社会貢献活動団体組織の適正な運営に資するための積極的な支援を行う。

- ・社会貢献活動団体に認証された団体の活動を支援するとともに、引き続き未認証の社会貢献活動団体の実態・活動内容の把握を行っていく。
- ・学生ボランティア活動支援室において、ボランティア活動を希望する学生とボランティア要請団体とのマッチングを行っていくとともに、ボランティア活動の未経験者や経験の浅い学生を対象とした研修を開催し、ボランティア初心者の活動を支援する。

(2) 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 研究水準の向上

ア 個人研究費及び学内競争的資金の有効活用を図り、大学としての重点研究を推進する。

- ・研究奨励費の助成基準を見直した結果検証を行い、更なる質の高い研究を推進する。

イ 先進的・実証的な研究や基礎的・理論的な研究等により、現代社会の複雑化・多様化する諸問題の解決に取り組む。

- ・科学研究費補助金等の外部資金で行った研究について、ホームページ等で積極的に情報発信を行う。

ウ 公立大学の特性を踏まえ、地域産業・地域経済・地域社会に貢献できる実践的研究を推進する。

- ・高崎市及び高崎商工会議所と連携し、高崎市の製造業及び中心市街地についての研究を推進する。

エ 地域と世界を結びつける幅広い視野をもつ研究を行い、海外提携校との学術交流や海外の研究者との共同研究を実施する。

- ・EU の国際教育助成プログラムの「Erasmus+」により、海外提携校との学術交流を推進する。

② 研究の実施体制

ア 教員が研究支援に求める多様なニーズを日常的に把握し、より研究しやすい環境を整備する。

- ・アンケート調査結果や他大学の先進事例調査を踏まえ、より研究しやすい環境を整備する。

イ 海外提携校との学術交流を推進するとともに、海外の研究者との共同研究や連携による国際展開の可能性を検討し、海外とのネットワーク形成を促進する。

- ・海外提携校と国際シンポジウムを開催し、研究の発表を通じた学術交流を行う。

ウ 地域科学研究所のプロジェクト研究費を拡充し、地域社会の課題解決を念頭に学内外の研究者とともに先進的な研究プロジェクトを実施する。

- ・地域住民と共同で行った研究プロジェクトの成果を刊行する。

③ 地域科学研究所の研究成果の公表、発信及び評価並びに利活用

ア 研究プロジェクトの成果を毎年度刊行・公表するとともに、学外者を招いた研究会を実施し、その評価を行う。

- ・研究プロジェクトの成果を公表するとともに、論文検討会を開催し評価を行う。

イ 情報発信のため、研究内容について紀要「産業研究」を毎年度2回、研究所の活動について「ニューズレター」を毎年度3回発刊する。

- ・紀要「産業研究」及び「ニューズレター」を発刊し、所員の研究成果を広く発信する。

④ その他の研究成果の公表、発信及び評価並びに利活用

ア 教員の研究成果の所属学会などにおける積極的な発信をはじめ、学内の研究成果を国内外に広く発信する。

- ・ホームページ等で、教員の研究成果を国内外に情報発信するとともに、教員に対しては研究成果の積極的な公表を促す。

2 学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 学修支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 学位授与方針に定める能力獲得に向けた計画的履修を可能とするように、ガイダンスの内容を充実させるとともに、学部学年別にガイダンスを実施する。

(経済)

- ・学位授与方針に定める能力獲得に向けた計画的履修を可能とするように、ガイダンスの内容を充実させるとともに、学部学年別にガイダンスを実施する。
- ・カリキュラムツリー及びカリキュラムマップを基に開講科目の履修系統を明確にする方策の導入を検討する。

(地域)

- ・学位授与方針に定める能力獲得に向けた計画的履修を可能とするように、ガイダンスの内容を充実させるとともに、学部学年別にガイダンスを実施する。
- ・開講科目の履修系統を明確化することを目的とした新カリキュラム導入に向けて検討する。

(研究科)

- ・年度当初のガイダンスにおいて、大学院修了までの流れが把握できるように、口頭試問までのスケジュールを明確に示す。
- ・在学生と意見交換会を通じて、効果を検証し、課題がないか確認する。

イ 外国人留学生、社会人学生、障害のある学生を含む全ての学生に対する学修相談体制を整備し、学修しやすい環境を整備する。

- ・障害学生等の修学を支援すると同時に、支援内容・方法を評価し、支援の充実を図る。
- ・留学生懇談会の開催のほか、学生間で支援する仕組みである「バディ制度」や「チューター制度」による相談対応体制を継続する。

ウ ラーニングコモンズなど、授業時間外に学生が自由に利用できる設備を整備する。

- ・図書館では、2階のPC・プリンターをこまめに点検し、不具合の発生を最小限におさえて図書館の利便性の向上を図る。
- ・3号館では、自由利用PC教室の履修登録期間や試験期間などの使用状況に応

じて開放時間を調整し、利便性を高める。

エ 在学中にもかかわらず履修登録をしない学生への対応策を講じるとともに、休学・退学につながる気がかりな学生を早期に発見できる仕組みを構築する。

- ・「気がかりな学生」に関するアンケートを継続的に実施し、フローチャートに基づき対応する。
- ・気がかりな学生発見後の支援体制を充実させる。
- ・教職員間での情報共有体制を構築・強化する。

オ 「知識習得」と「思考能力の獲得」のために、個人学習と共同学習の場を備えた図書館の整備を進めるとともに、学生が情報活用能力を習得できる専門研修の機会を拡充する。

- ・昨年度実施した各セミナーの参加者アンケートに基づいて、図書館セミナーの主題を整理し、より有用なセミナーの開催を検討する。

(2) 学生生活支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 生活支援

ア 臨床心理士を中心としたカウンセリング体制の拡充を図る。また、教員による相談体制のあり方や周知方法について検討し、機能の改善、充実化を図る。

- ・様々な心理状態にある学生や多様化する学生のニーズに対応した相談体制を整備する。
- ・教職員が配布されたハンドブックを活用できるよう研修等を行う。

イ 部活動やサークル活動について、学生が自主的かつ積極的に活動できるような支援体制を整備する。また、課外活動やボランティア活動についても同様に支援体制を整備する。

- ・奨学奨励費について学生に周知する。
- ・奨学奨励費の支給基準について、必要に応じ評価見直しを行う。
- ・糸井商事スポーツ活動奨励奨学金制度の周知徹底を図る。
- ・学生ボランティア活動支援室において、ボランティア活動を希望する学生とボランティア要請団体とのマッチングを行っていくとともに、ボランティア活動の未経験者や経験の浅い学生を対象とした研修を開催し、ボランティア初心者の活動を支援する。

ウ 学生生活実態アンケート調査や卒業生アンケート調査について、内容を見直しながら継続的に実施し、その結果を踏まえ、学生が充実したキャンパスライ

フを過ごせるよう環境を整備する。また、アンケート調査以外の方法で「学生の声」を収集する。

- ・卒業生アンケート調査の内容や方法を見直した上で、同アンケートを実施する。
- ・「学生の声」を収集するため、六者団体との協議を活用する。

エ ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが発生した場合に、学生が躊躇なく相談できるよう環境を整備する。

- ・相談窓口の周知や相談環境の点検により、ハラスメントの相談がしやすい環境を整備する。

オ 学生の健康維持・促進のため、健康診断の受診率向上を図る。また、学生が健康に関する正しい知識を持つよう、校医と連携しながら啓発活動を実施する。

- ・健康診断の受診率を85%まで高める。
- ・必要な保健指導を実施し、学生の健康への関心を高めるとともに、健康な大学生活が送れるようにする。

② 経済的支援

ア 授業料減免を必要とする学生に幅広く制度が適用されるよう制度全体の体系的見直しを行う。

- ・高等教育の修学支援新制度について学生に周知徹底し、申請等について指導を行う。

イ 後援会、同窓会の奨学金に関しても、適切かつ広範に制度が適用されるよう選考基準などについて協議し、改善を図る。

- ・高等教育の修学支援新制度開始に伴い、奨学金の選考基準や支給額について、後援会・同窓会と協議する。

(3) キャリア支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア キャリア支援指針（キャリア形成年次ピラミッド）に基づき、学生が4年間を通じて体系的にキャリア形成できるよう支援を行う。

- ・指針に基づいた効果的な事業展開をするとともに、学生に対し年度当初の各学年別ガイダンス等で「キャリア支援指針」を提示・説明し、かつ、各学年で参加すべきセミナーを明示する。
- ・「キャリア支援指針」の再点検に向けて社会情勢を注視しながら情報収集を行う。

イ 進路決定届等を通じたアンケートを行い、キャリア支援体制に対する満足度やニーズを把握・検証するとともに、学生に対し最新の就職活動の動向を踏まえた、より効果的な支援を行う。

- ・年度当初ガイダンスでのアンケート結果や事業ごとのアンケート結果、学生の参加状況などから、センター会議やチーム内で支援事業の効果を検証し、より効果的な事業を提供する。

ウ インターンシップ活動について、就業体験の意義を教示するガイダンスの開催や有用な情報提供などを積極的に行い、職業の適性見極めのための環境を整備する。

- ・学生に向けたインターンシップ情報を積極的に発信するため、学内に企業を招く説明会を拡充する。また、他大学の動向などを参考に保険加入制度のありかたについて引き続き検討する。

エ 企業に対する本学のPR強化を図るため、採用側へのアピール手法を研究し、本学学生の魅力を発信できる広報誌を作成する。広報誌は各地域での情報交換会参加企業や来学した企業等に配布するなど、多様な機会を利用して提供する。

- ・更なる配布機会を発掘するため、キャリア支援センター運営会議において検討するとともに、自治体や経済団体等への配布の可能性について調査する。

オ 同窓会との連携により、全国各地で活躍する卒業生から在学学生支援の協力を得て、学内外で就職相談会や模擬面接会を実施するなど、実践的なキャリア支援を拡充する。

- ・同窓会本部の協力を得て、同窓会支部総会の場などで全国各支部からの在学学生支援に対する協力を依頼することにより同窓生協力体制を拡充する。

(4) 学生団体の支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 大学公認団体に対する支援の充実を図る。また、各団体が相互の連携を深めるとともに、大学の各種行事へ積極的に参加するよう、施策を講じる。

- ・各公認団体の予算・決算を精査する。また、六者会議を通じて、各公認団体の要望を把握する。

イ 大学公認団体の顧問や監督、学外指導者の実態を把握のうえ、学外指導者との明確な関係を構築し、連携を強化する。

- ・各団体に対して、顧問・学外指導者の実態調査を行い、必要に応じて情報交換を行う。

ウ 学生が任意に設立した団体の実態や活動を把握し適切な指導や円滑な情報伝達ができる体制を構築する。

- ・任意団体を把握するため、三扇祭出店申請時にアンケートを実施し、団体の活

動内容等の情報収集に努める。

3 地域・社会貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 高崎市をはじめとした、地域社会への貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 地域社会への貢献、市民への知の還元

ア 教職員・学生が、高崎市、地域団体、NPO等と連携して行うまちづくり活動を支援する。

- ・地域・社会貢献白書を改訂し、地方公共団体、企業、団体等が情報を得られやすいように工夫する。
- ・社会貢献活動団体に認証された団体の活動を支援するとともに、引き続き未認証の社会貢献活動団体の実態・活動内容の把握を行っていく。

イ 市民の意見・要望等を幅広く取り入れた魅力的な公開講座等を開催し、生涯学習の拠点として高崎市民の学習機会を広く提供する。

- ・参加者アンケートを実施し、市民の意見・要望等を幅広く取り入れる。

ウ 市民を対象とした地元学講座やエクスカージョンの実施等、高崎市をはじめ県内各地の歴史、現状、課題等を学習する場を提供し、市民と共に高崎地元学を創造する。

- ・参加者アンケートを実施し、市民のニーズを幅広く取り入れた魅力的な課題を取り上げる。

② 地方公共団体との連携、産学官連携

ア 大学の研究支援事業として、教職員・学生が高崎市の中長期的課題を解決するための研究を推進する。

- ・地域連携課題研究等推進費の研究成果を検証し、研究費の有効活用を図る。

イ 地方公共団体、商工会議所及び企業等との連携により、経済・産業振興に関するニーズを把握し、受託研究、共同研究等に積極的に取り組む。

- ・高崎市及び高崎商工会議所と連携し、高崎市の製造業及び中心市街地についての研究を推進する。

③ 社会人教育の充実

ア 社会人に求められる政策立案能力の養成、企業人が求めるリフレッシュ教育等のニーズに応えるため、大学院への挑戦を広く地方自治体、経済団体、企業等に呼びかけ、大学院の認知度を高める。

- ・大学院進学希望者への情報提供の機会を拡充するとともに、大学院進学の特徴を多面的に把握する。
- ・大学院修了予定者を対象とした「修了生アンケート」を実施し、その結果を分析し大学院改革につなげる。

(2) 国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 国外提携校との連携等

ア 海外留学及び学術交流のための国際的な大学間連携を積極的に推進し、現在 8 校の提携大学を 20 校以上とすることを目標とする。

- ・提携校数を 1 校増加し、17 校とする。あわせて提携候補校の情報収集を継続する。
- ・受入交換留学生向けの教育プログラムの開発・検討を行う。

イ 受入交換留学生のための住居等の生活環境及び全ての留学生のための各種相談対応等の充実等支援体制を整備する。

- ・引き続きアンケートや懇談会を実施し、課題・要望を把握するほか、学生間で支援する仕組みである「バディ制度」や「チューター制度」の積極的な活用により、相談対応体制を充実させる。

ウ 海外提携校との研究交流や国際的な研究を推進するために、国外の大学との学術交流に取り組む教員を対象とした支援制度や国外の研究者の受入れ等、交流体制を創設する。また、論集の英文化等により、学内の研究情報を広く海外に発信する。

- ・EU の国際教育助成プログラムの「Erasmus+」により、海外提携校との学術交流を推進する。
- ・海外提携校との学術交流の成果を英文化し、海外へ向けて情報発信をする。

② グローバル人材育成

ア 学生の短期語学留学、海外フィールドワーク（専任教員企画）等の年間海外派遣数を、収容定員の 10% とすることを目標とする。

- ・海外派遣留学者数が順調に増加していることから、現状の助成金制度の課題を把握し、学生がより利用しやすい制度への見直しを行う。

イ 国際的なコミュニケーション能力を高めるため、イングリッシュ・カフェの充実など、英語に日常的に触れられる機会を拡充する。

- ・学生がイングリッシュ・カフェに参加しやすくなる方策を検討するほか、受入

交換留学生との交流機会を提供することで英語に触れられる機会を拡充させる。

ウ 受入交換留学生や外国人留学生と日本人学生との連携、協力、交流を促進する。

- ・留学生歓迎会、留学生サービスプログラム、バディ考案イベント等、留学生と日本人学生との交流イベントを複数回開催する。

(3) 高大連携に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 高崎市教育委員会との連携協定に基づく高崎市立高崎経済大学附属高校との高大連携を推進する。また、本学学生と附属高校生が連携事業を通じて汎用的技能（論理的思考力、問題解決力、コミュニケーション能力等）を習得できるための支援を行う。

- ・高崎市立高崎経済大学附属高校の「TSUBASA プロジェクト」の計画に基づく事業を継続する。

イ 県内外高校からの出前授業依頼を積極的に受け入れ、高校生が大学教育に触れる機会を創出するとともに、本学教員と高校教員が意見交換を行うなど、高校への情報発信の場の拡充を図る。

- ・昨年度に見直した実施要項に基づき、大学、高等学校の双方にとって効果性の高い出前授業を実施する。

ウ 進学説明会やオープンキャンパス等で、高校生やその保護者と本学の教員及び学生との交流を図るための機会を拡充する。

- ・一般選抜の選抜方法が変更される年度であるため、入試説明に力点を置いたオープンキャンパスを実施し、新たな入試方法の周知を図る。

4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 公益財団法人大学基準協会による認証評価結果を活用し、業務運営の改善を行う。

- ・認証評価結果における努力課題及び指摘事項について、改善報告書を作成し、認証評価機関へ提出する。

イ 本学におけるガバナンス体制の総点検結果を踏まえ、主体的・自律的に内部規則等を含めたガバナンス体制の点検・見直しを定期的に行う。

- ・内部規則等の運用状況について、所期の目的やその効果が適切に発揮できてい

るか、確認を行う。

ウ 教育研究や社会貢献の状況、大学内部の意思決定システムをはじめとしたガバナンス体制についての監査を強化する。

- ・教育研究審議会に法人監事が出席するなど、本学の教育研究における意思決定プロセスについて監査する。

エ 教員の教育活動や研究成果、地域・社会貢献活動など教員に係る情報を一括して収集整理し、研究者データベースを構築するとともに、社会的ニーズに対応した方法で公表する。

- ・地域・社会貢献白書を改訂し、地方公共団体、企業、団体等が情報を得られやすいように工夫する。

オ 機能的な業務運営を行うために、情報の共有化・一元化についての点検及び見直しを行い、教育研究組織と事務組織の協働体制を強化する。

- ・他大学等の事例を調査するとともに、本学システムの現状を把握し、システム改修の必要性及び目的を明確にしつつ、制度設計について検討を行う。

カ 入試事務の合理化を図るため、入学試験のウェブ出願を導入する。

- ・Web出願システムの運用を推進し、入試業務を省力化する。

(2) 人事の適正化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 教職員の意欲向上や教育研究の質的向上を図るため、人事評価制度の再検討に向けた調査・研究を行う。

- ・本学の人事評価制度の現状と他大学の導入状況の調査結果を踏まえ、人事評価制度の改正に向けての課題とそれに対する改善について検討する。

イ 教職員のライフスタイルの多様性を尊重し、よりよい職場環境を整備する。事務職員においては、時間外勤務の削減と有給休暇取得率の向上を目指し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できるよう働き方の改革に取り組む。

- ・事務職員の時間外勤務時間の削減と有給休暇取得率の向上に取り組む。

ウ 大学職員としての能力向上のため、SD（スタッフ・ディベロップメント）研修内容の充実を図る。

- ・業務の高度化・複雑化する課題に対応していくための職員研修を行う。

エ 事務職員の外国語運用能力向上のため、各種研修や外国語運用能力試験の受験などを促進し、グローバル化の進展に対応した人材養成に取り組む。

- ・職員版「イングリッシュ・カフェ」と職員海外派遣研修を継続して実施する。
- オ 長期間にわたる経験、蓄積を必要とする教務、入試、キャリア支援等の部門は、プロパー職員が主力になって担えるよう、重点的な職員の配置を行う。
- ・大学事務職員の専門的知識を向上させる研修を実施する。

5 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 外部資金の獲得、自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 科学研究費助成事業の本学教員採択者の割合が研究代表者30%、分担者を含め50%を超えることを目標として、申請書レビューやアドバイザー制度等の支援体制を整備し、外部資金の一層の獲得を推進する。

- ・競争的資金支援システムを導入した結果検証を行い、更なる支援体制の強化を図る。

イ 他大学の先進的な取組、効果的な取組等について情報を収集し、本学の研究に効果的な取組を導入するとともに、研修等を実施し教職員のスキルアップを図る。

- ・外部資金獲得に向けた先進的かつ効果的な取組を推進するための情報を収集するとともに、教職員のスキルアップを図るための研修を実施する。

(2) 経費の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 経営戦略の視点から、教育基盤の整備や各事業実施の優先順位を明確にし、効果的な予算配分を行う。

- ・重点事業に予算を配分するため、事業の統廃合を検討する。

イ 管理経費について定期的に状況を把握し、効果的な執行を図る。

- ・管理的経費の縮減に向けて委託先や契約内容等の見直しを行う。

(3) 資産の管理運用の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 大学資産の利活用状況を調査し、その結果に基づいて共用・用途変更などを進める。

- ・施設の利活用方法を見直し、実施可能なものから順次実施する。

6 自己点検及び自己評価並びに情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 自己点検・自己評価に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 法人の経営及び財務状況並びに大学の教育、研究及び地域貢献に対する自己点検・自己評価を明確な根拠資料に基づいて実施し、その結果について公表するとともに、P D C Aサイクルを展開する。

- ・大学教育質保証・評価センターが行う評価の調査研究について情報収集を行うとともに、他大学への調査結果を踏まえ、効率的な評価実務の確立に向けた検討を行う。

(2) 情報公開の推進及び広報活動に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 開かれた大学、顔の見える大学を実現するとともに、本学の多様なステークホルダーの期待に応えるため、広報チャンネルを整備し、機動的かつ戦略的な広報活動を展開する。

- ・新規広報戦略に基づき、効果的な広報活動を展開する。
- ・後援会、同窓会に対する広報活動を検討する。
- ・リニューアルしたホームページについて検証を行い、より一層閲覧者が目的の情報を探しやすいよう改善していく。
- ・導入した YouTube 及びツイッターを使用し、在学生及び高校生をメインターゲットにした機動的かつ積極的な情報発信をする。

イ 外部機関による評価結果等への対応策について公表し、説明責任を果たす。

- ・地方独立行政法人法の改正により義務付けられた、法人評価結果への対応状況等の公表を行う。

7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 施設設備の整備、維持管理に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 中長期的な施設の整備計画を策定し、必要性の高い施設の早期着工を目指す。

- ・新文化サークル棟（仮称）の完成に向けて建設事業を進めるとともに、音楽サークル棟の演習用教室への改修などの整備を進める。

イ 既存施設や設備の適切な維持補修を行い、ライフ・サイクル・コストの縮減を図る。

- ・維持補修計画を見直し、予防修繕を行う。

ウ 教育用 P C の利用環境や大学事務運営に係る情報基盤関連について、計画的に整備・更新を行う。

- ・学内における情報機器の効果的な利活用のため、OSやソフトを順次最新のものへ更新する。また、ハードウェアについては、利便性や効率性等の総合的な視点をもって計画的に更新作業を進める。

エ 知識のライフサイクル（創出、応用、保存、普及）の場である図書館において、快適な利用環境の向上を図るとともに、情報資源の拡充と設備の改善を進める。

- ・電子ブックの拡充に向けて、情報システムチームと連携して学外からの接続環境等の検証を行う。
- ・図書館空調の整備を進め、快適な環境づくりに努める。

（２）法令遵守体制の充実と研究の健全化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 学内諸規程を含めた法令遵守の徹底及び危機管理体制の充実及び強化を行う。

- ・学内諸規程及び関係法令の遵守に係る実務レベルに対応した研修を継続的に行う。

イ 情報セキュリティポリシーに基づき、情報管理を徹底し、適時点検する体制を整備する。

- ・社会情勢の変化を考慮して情報セキュリティポリシーを見直し、引き続き理解を深められるよう全教職員への研修等を実施していく。

ウ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に即し、学内関係規程の整備、不正防止計画の見直し、倫理教育の強化等による不正を事前に防止する体制を整備する。

- ・文部科学省のガイドラインの改訂に併せて、学内規程の見直しを行っていく。また、教職員や学生に対して研究倫理教育を徹底する。

エ 快適な教育研究環境と労働環境づくりのため、安全衛生研修の実施や安全衛生管理体制を強化する。

- ・衛生委員会による職場巡視の指摘事項を的確に把握し、施設修繕・改善につなげる。

(3) 人権尊重に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 人権侵害を防止するため、適切な相談環境及び事後対応体制を整備し、研修を通じて意識の啓発を行う。

- ・ 専門家の講師を招き研修を行い、教職員の自覚を促し、ハラスメントのない大学を目指す。

(4) 環境への配慮に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 省エネルギー対策の推進により、光熱水費の節減を図る。

- ・ 電気・水道使用量の公表など、継続的に省エネルギー対策に取り組む。

イ 二酸化炭素排出量削減に向け、高効率設備機器への更新を行う。

- ・ エネルギー効率の調査結果に基づき、照明・空調機器を高効率機器へ順次更新する。

(5) 後援会、同窓会との連携に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 「オール高経」の力の結集・発揮に向けて、後援会や同窓会との定期的な情報交換を行う。

- ・ 意見交換の内容に基づき、可能な事業を検討し新規事業を実施する。

イ 各種行事において、後援会、同窓会、大学の三者の連携を強化するとともに、卒業生との結びつきを強化するため、ホームカミングデイの継続的開催など、卒業生が大学を身近に感じることができる機会の増加を図る。

- ・ 三者間で各種行事の情報共有を行う。
- ・ ホームカミングデイに若い世代の人に来てもらえるような魅力あるイベント、講演を検討する。また、参加者が固定化・減少傾向にあるため、開催頻度や時期について検討する。
- ・ 三扇祭における同窓会ブースの出展を検討する。

8 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算 (令和2年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3 7 1
授業料等収入	2, 5 4 0
受託研究等収入	2 0
補助金	1
その他収入	5 1
計	2, 9 8 3
支出	
教育費	5 4 3
研究費	1 0 6
教育研究支援費	1 4 6
人件費	1, 9 9 3
一般管理費	1 7 5
施設整備費	0
受託研究等経費	2 0
計	2, 9 8 3

(2) 収支計画 (令和2年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,012
経常費用	3,012
業務費	2,665
教育経費	459
研究経費	106
教育研究支援経費	87
受託研究等経費	20
人件費	1,993
一般管理費	155
財務費用	0
減価償却費	192
臨時損失	0
収入の部	3,012
経常収益	3,012
運営費交付金収益	366
授業料収益	2,094
入学金収益	281
検定料収益	133
受託研究等収益	20
財務収益	0
雑益	52
資産見返負債戻入	66
資産見返運営費交付金等戻入	57
資産見返物品受贈額戻入	9
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(3) 資金計画 (令和2年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	2,831
投資活動による支出	37
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	346
資金収入	
業務活動による収入	2,868
運営費交付金	371
授業料収入	2,011
入学金収入	281
検定料収入	133
受託研究等収入	20
雑入	52
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	346

9 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

3億円

(2) 想定される理由

事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることがあり得る。

10 不要財産の処分

なし

1 1 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

1 2 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、翌年度以降の教育研究の質の向上並びに学生支援、組織運営及び施設設備の充実に充てる。

1 3 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 積立金の使途

なし

(2) その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし